

復命書

| | 課長 | 参事兼課長代理 | 専門監 | 班長 | 副班長 | 班員 |
|--|---|---------|-----|----|-----|----|
| 供覧 | [Redacted] | | | | | |
| 出張年月日 | 平成 24 年 5 月 23 日 (水) 13:00 ~ 16:00 | | | | | |
| 件名 | [Redacted] 等に係る不適正処理案件関係者面談 | | | | | |
| 出張先 | 熱海市役所 | | | | | |
| 用件 | 熱海市内における解体工事現場、土地造成地区における廃棄物の不適正処理案件について関係者である [Redacted] より聞取調査を行った。 | | | | | |
| <p>1 出席者</p> <p>(1) 静岡県 廃棄物リサイクル課 [Redacted] 東部健康福祉センター [Redacted]</p> <p>(2) 熱海市 建設課 [Redacted] (他2名) まちづくり課 2名</p> <p>(3) [Redacted]</p> <p>2 概要</p> <p>本件は、熱海市内における [Redacted] 等による建設廃棄物の不適正処理・保管案件であり、上記 [Redacted] 氏から東部健福へ「聞いて欲しい話がある」旨の申し出を受け、聞取調査を行ったものである。</p> <p>【趣旨】</p> <p>[Redacted] は、現在 [Redacted] に所在する [Redacted] として稼働しており、[Redacted] にもなっている (同人から [Redacted] を抜けた旨の説明あり)。</p> <p>[Redacted] は、[Redacted] が8月ごろに、他社と合併する予定があることから、8月末を目途に引退を考えている旨を申し立てた。</p> <p>引退を前に、熱海市日金町を始めとする、いわゆる行政を巻き込んだ案件 (静岡県内だけではなく、神奈川県内もあるとのこと) について、責任の所在及び [Redacted] に非が及ばないよう、身をきれいにしてから引退したいとの考えがある旨の発言であった。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p> | | | | | | |

上記のとおり復命します。

平成 24 年 6 月 4 日

廃棄物リサイクル課長 様

不法投棄対策班 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

復命書

聞取調査の中で、18条報告による関係資料等の提出については、応じる旨の申し立てであった。

3 指示等

県) ■■■氏の発言を担保する意味でも、証拠資料があるのなら、提出をお願いしたい。

東部) 18条報告を送付することから、回答をお願いしたい。

■■■何が欲しいか、ちゃんと明記してくれば対応する。

4 今後の対応

東部健福センターより、■■■氏宛て、18条報告を早期に求め、その資料を基に関係者に対し、調査を行い、責任の所在等を明確にした上で、行政命令を視野に入れた指導を行っていく。

5 その他

東部健福センターより、面接結果の電話口頭記録の提供を受けたことから、本書末尾に添付する。

電話口頭記録

| | | | | | | | | |
|---|--|------------|--|-----|---|--|--|----|
| 部長 | 技監 | [Redacted] | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| [Redacted] | | | | | | | | 担当 |
| | | | | | | | | |
| 受信年月日 | 平成 24 年 5 月 23 日 13:30~ | | | 発信者 | [Redacted] | | | |
| 起案年月日 | 平成 24 年 月 日 | | | | | | | |
| 決裁年月日 | 平成 24 年 月 日 | | | 受信者 | 廃棄物リサイクル課 [Redacted] 廃棄物課 [Redacted] 熱海市まちづくり課 [Redacted] | | | |
| | | | | | | | | |
| 標 題 | [Redacted] について | | | | | | | |
| 用 件 ・ 処 理 (伺 い) 概 要 | <p>[Redacted]氏から話を聞いてほしいとの要望があったため、熱海市役所で聞き取り調査を行った。</p> <p>< 概要 ></p> <p>[Redacted] は8月頃合併の予定があり、合併後 [Redacted]氏は引退を考えているとのこと。</p> <p>このため、今まで [Redacted]氏が関与した日金の解現場や、赤井谷残土処分場の修復作業で、[Redacted] [Redacted]の仕事 ([Redacted]の仕事だとの発言したうえで、撤去・修復作業については [Redacted]が行っていた作業) について、会社が合併し [Redacted]が引退した後に [Redacted]が責任を負わされないことがないよう、切り分けを行っておきたいと考え、話を聞いてほしいとの連絡があったものと思われた。</p> <p>また、債務が残っている取引先などに対し、違法性を指摘(資料を提出するよう役所から命令されている書類を示し)回収を有利に進めようという考えもあるようだった。</p> <p>行政が強制的に私 ([Redacted]) に資料を提供する指示を出すなら、積極的に応ずるとのことだった。</p> | | | | | | | |

<県不法投棄対策班指示>

交渉事に役所の名前を使う意図が見えるが、日金の現場は、手を加えなければ、将来的にコンクリート塊が住宅地への落下し、住民が被害を受ける恐れがある。

債務回収に成功しても失敗しても、責任が私()ではないと言うなら、その証拠書類はきちんとこちらに提出してほしい。約束は必ず守ってほしい。

<廃棄物課指示>

報告を求める書類を送るので、速やかに回答してほしい。

< 対 応 >

18条報告の再送を検討する。

その他 の発言等

*廃棄物リサイクル課 ●廃棄物課 ○

● 「 の解体届を書いたのは さんでしょう。解体届けの写真を見たら、伊豆山に さんが乗ってきていた車と同じ種類の車が写ってありました」 に対し

○ 当初は でやることになっていたから (否定しなかった)

● 「前回の18条報告で、 さんに、「一切関係無い」と回答するようアドバイスしたのは さんでしょう」

○ は、御殿場市伊豆山と書くような、文字が書けない奴だから、書き方を教えてやった。

● 滅失届に の印を見つけたのですが。印鑑証明も添付されていた。解体を確認した会社名は となっていた。

○ 印鑑の偽造などは朝飯前の会社だから。(のことを言っていたと思われる) しっかり印鑑証明と照合したか。しっかり確認しないとだまされる。

○ 廃棄物課は と話をしてサインまでさせたのに、その後の話が一向に進んでいない。コンクリが落ちて怪我人でも出たら役所の責任も問われる。

● さんにも18条報告を出したが、まともな回答は戻ってこなかった。ヒアリングしたときも、1度目と2度目の答えが違っていた。

■さんが引退するとなると、後々日金の斜面を直してくれる人がいなくなる。

このままでは、コンクリ片が下の住宅に落ちて怪我人が出るかもしれない。

誰が責任者かをはっきりさせなければ、話は進まない。

今までの■さんたちの答えでは先に進めない。

○ 欲しい書類があれば、何でも言ってもらえれば出すつもりだ。

● ■さんが自分が責任者ではないと言うのなら、しっかりそれが解る書類を提出しなければ、■さんが引退した後、誰に日金の斜面を直せと言わなければならないかもわからない。

■さんは、他との交渉に役所を出すかもしれないが、その成否に関わらず、必要な書類は全部出してほしい。これは、約束してほしい。

○ ■さんに頼まれ、重機の手配をしたが、一方的に仕事をキャンセルしたうえ、手配に使った金の支払いも無い。

役所が早く■さんに補修工事の命令を出して、法面の修復工事を^しぎないと、赤井谷が崩れたら、下流の住人に被害が及ぶ。そんなことになったら、役所の責任を問われる。

○ ■さんは■の話は済んだと言っているようだが、■のごみ処理はむちゃくちゃだった。ろくに分別もしていなかった。木造家屋解体から出た木の梁は、2mくらいにカットされて、一度、二ノ宮の現場に運ばれた。

最初は銭湯に渡して釜の燃料に使ってもらうつもりだったが、断られたようだ。

これは、二ノ宮の現場をやっていた(■)が、コンパネと一緒に持ち帰ったようだ。

この業者は、梁を自分の作業場で野焼きして、役所に中止指示を受けたらしい。

中止を指示した役所の職員の名前は■と言っていた。

私は、工事の金も処理の金ももらっていないのだから、写真を探っておき、野焼きなどせずに、敷地内に保管しておくようアドバイスした。

現物を見れば、■の解体から出た梁かどうか解るので、近いうちに現場を見に行くつもりだ。

もう少し調べてみて、全部が解ったら教えてやる。

静岡の産廃が神奈川に流れたということで、一時期神奈川県警の刑事が調べに来た。この刑事は今年(昨年だったか)の初めころ、転勤するからと挨拶に来た。

○ 日金の工事は人工出しとして受けた。人工だから役務費になる。一度■の会計に入れている。

○ 元請が下請けに工事代金を支払うのは普通だが、代金支払いは発注者ということもある。発注者が■で■が元請となった工事で4社の下請けから工事代金未払いで訴えられた。

裁判所は、支払いは■だという判決を出した。

██████ は口では丁寧な口調で支払うというが、支払いはしないし担保にできる自社名義の土地も無いので、実際は裁判に勝ったという結果だけ残り、債権は回収できないこととなる。